

青森県カーリング協会運営細則

平成 28 年 7 月 4 日制定
(2016 年)

(目的)

第 1 条 本細則は、青森県カーリング協会規約、総会決定、理事会決定等に従い本協会の運営を適切に行うために必要な事項を定めることを目的とする

(事務局の場所)

第 2 条 本協会の事務局は、青森市堤町 2 丁目 1-1 (榊協同内に置く)

(入会金)

第 3 条 本協会の入会金は、年会費に含まれる。

(年会費)

第 4 条 本協会の年会費は、一般 15.000 円、大学生・専門学校生 8.500 円、高校生 4.500 円、中学生・小学生 2.000 円

(委員会)

第 5 条 本協会の事業を円滑に実施するため、次の委員会を設置し、業務を所管する

- (1)総務委員会：他委員会に属しない業務
- (2)競技委員会：競技大会、審判、アイスメイク等に関する事
- (3)指導普及委員会：カーリング普及の為の教育、指導等に関する事
- (4)強化委員会：青森県を代表するチームの育成強化に関する事
- (5)ジュニア委員会：ジュニアクラブの運営に関する事

(細則の改定)

第 6 条 本細則の制定及び改定は、理事会が行うものとする